

反 論 書

内容

反論書 1

1.	反論の趣旨.....	1
2.	「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論.....	1
	1) 「(1) 審査請求書添付の別紙（以下「別紙」という。）の1中『ちなみに、『長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない』と長崎県収用委員会事務局担当者が語っている。』という事実は否認する。」に対する背景・反論と要請	1
	ア【背景と反論】	1
	イ【長崎県収用委員会への質問・要請】	3
	ウ【審査庁への要請】	3
3.	「4 本事件に対する意見」に対する反論.....	4
	1) 弁明の要旨	4
	ア「本収用裁決の適法性」	4
	イ 審査請求人らの審査請求理由に対する反論	4
	2) 弁明への反論	5
	ア 収用明渡裁決の重み＝土地収用法そのものが理解されていない。	5
	イ 前置されている事業認定の検証なしでの私権侵害は憲法違反 ― 黒を白としている行政裁量のチェックなしには土地収用法がその根拠を置く憲法第 29 条 3 項を充足しない。 ―	11
	ウ 本件・収用明渡裁決を扱った収用委員会成り立ちの問題	14
4.	結論	15

ここで「本件」とは、「長崎県収用委員会が 2019 年 5 月 21 日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決」をいう。

反 論 書

2020年3月31日

審理員 谷中謙一様

遠藤保男外 人
別表を付します。

2019年7月3日付けで提出した、長崎県収用委員会が2019年5月21日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件処分」という。）に関する審査請求に対して、2020年1月7日付で貴殿から長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による弁明書副本と、反論書等の提出に関する書類の送付を受けた。2020年2月25日には、反論書等の提出期限を2020年3月31日とする通知を受けた。下記の通り、反論する。

記

1. 反論の趣旨

「本件処分を取消す。」との裁決を求める。

2. 「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論

- 1) 「(1) 審査請求書添付の別紙（以下「別紙」という。）の1中『ちなみに、『長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない』と長崎県収用委員会事務局担当者が語っている。』という事実は否認する。」に対する背景・反論と要請

ア 【背景と反論】

- ① 少なくとも本件は長崎県知事が、“石木ダム事業地内で「石木ダムの必要性について話し合うことなく土地等の提供を求められても応じるわけにはいかない」とする地権者皆さんとの「話し合い」を進めるためのツール”として事業認定を申請したことに端を発している。
- ② 中村法道長崎県知事は事業認定を申請する判断について、「土地収用法を適用することで地権者との話し合いが進行する」ことを県民と県議会に明らかにした*1。
- ③ その話し合いとは、事業地コウバル（長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷コウバル地区）に居住する13世帯住民とその支援者が起業者・長崎県と佐世保市に求めている「石木ダムの必要性について、ゼロからの話し合い」を拒否した上で「地権者皆さんの今後の生活に限って、地権者皆さんとのみ、話し合う用意がある」という主旨の限定を長崎県が常に付けている。「任意交渉による補償額と、収用

明渡裁決による補償額とでは相当な差があり、任意交渉段階で合意に至らないと地権者が一方的に多額な不利益を被る」と言う趣旨の説明をして(=脅して)、地権者を「任意交渉による地権の譲渡」に応ずるように誘導することである。地権者を誘導する際の説明ツールとしている書類を添付する*2、*3。

- ④ これらの書類に記されていることが事実＝「任意交渉による補償額と、収用明渡裁決による補償額とでは相当な差がある」であるならば、「任意交渉による補償額」には政策判断が加味されていることになり、任意交渉を拒否した者への差別＝いじめ でしかない。
- ⑤ 本件を除いて、長崎県が事業認定を申請した案件では、この誘導が利いて、収用明渡裁決を待つまでもなく、ほとんどのケースが任意交渉で「解決」に至っていたのであろう。私の問合せに対応された長崎県収用委員会事務局担当者の言葉「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」、は「少なくとも自分が知る限り」という意によるものと推測される。
- ⑥ 長崎県が事業認定を申請した事業はすべて、収用委員会での採決を経ることなく解決を見ている証拠が下の表の(2)である。裁決した地権者数および建物戸数はゼロである。

種別	事業の名称	項目	(1)	(2)	(3)	摘要
			事業認定告示時点の残地権者数及び残建物戸数	裁決した地権者数及び建物戸数	代執行となった地権者数及び建物戸数	
ダム	二級河川仁田川水系目保呂ダム建設工事	地権者数	14人	0人	0人	・事業計画反対により事業認定に至った例
		建物戸数	0戸	0戸	0戸	
ダム	二級河川谷江川水系角川黒越ダム建設工事	地権者数	18人	0人	0人	・事業計画反対以外の理由により事業認定に至った例
		建物戸数	0戸	0戸	0戸	
河川	二級河川中島川水系中島川改修工事(左岸バイパス水路)	地権者数	4人	0人	0人	・事業計画反対により事業認定に至った例
		建物戸数	4戸	0戸	0戸	
道路	県道愛野島原線改築工事(島原道路)	地権者数	72人	0人	0人	・事業計画反対以外の理由により事業認定に至った例
		建物戸数	17戸	0戸	0戸	

事業認定の事例 出典： 石木ダム建設事業 長崎県 H23 発行 23 ページ

- ⑦ 石木ダムの場合においてもこの誘導が試みられていたが、13世帯皆さんは「金ではない。必要性が納得できない石木ダムのために生活の場を譲ることはできない。ここに住み続けたいだけ」、として応じることがなかった。
- ⑧ その結果、受け取りを拒否した補償金は長崎県によって法務局に供託され、なぜか「物件の売買行為による所得」と見なされて地権者には高率の所得税が課せられている。移転を拒否していることから、すべての地権者がうばわれた(=収用された)ため、供託金への課税額納税を強制されても年金収入しか原資がない。税法上、納税しないと滞納金等が課せられる。これには困り果てる。税務署と丁寧に話し合い、供託金を差し押さえる形での納税となった。そもそも取引を

拒否したにもかかわらず、かつ、勝手に起業者が供託した金員が地権者の所得と見なされて納税義務を課していることは、あまりに一方的なことであり、地権者の意思＝売買拒否を100%認めない人権侵害そのものである。更に、供託された補償金を下ろさない＝補償金を使わない のであるから、補償金への課税に対する納税特典（＝補償金の対象となった代替物の2年以内購入で納税免除）も適用されない、という不利益が襲っている。補償金受け取りを拒否するときは、悲壮な覚悟が必要なのだ。

- ⑨ この問題は長崎県が事業認定申請することの目的が、地権者が疑問としている「事業の必要性」について真摯に答えることなく、「どうせ金の問題」と高をくくって「逆らうと損をするぞ」と恫喝して承諾させることにあったことになる。「脅せばなんとかなる」として、事業の必要性についての説明責任履行回避が恒常化していたことを示すものである。
- ⑩ それは、「必要性に問題がある事業の見直し拒否」であり、いわば、行政による犯罪的行為（地方自治法第1条の「民主的にして能率的な行政の確保」に違反）の連綿とした積み重ねである。
- ⑪ 証拠等
 - *1：審査請求書に添付した*1と*2
 - ・ (*1「091013 石木ダムの事業認定について 市長発言」
 - ・ (*2「091013 石木ダムの事業認定について 知事発言」)
 - *2：県資料2-1：事業認定手続きと交渉パターン
 - *3：県資料2-2：ケース1の場合

イ 【長崎県収用委員会への質問・要請】

- ① 長崎県収用委員会は本件処分を下す際に、上記①から⑩の事実を承知していたか否かを明らかにされたい。
- ② 承知していた場合は、本件処分により13世帯住民の強制排除への道を開くことになるにもかかわらず、本件適用事業がその犠牲を強いるほどの必要性があると判断した理由を示されたい。「同事業が必要」とする根拠が、「嘘とデタラメによるねつ造ではない」と判断した根拠を示されたい。
- ③ 承知していなかった場合は、本件処分を取消されたい。
- ④ 長崎県収用委員会が「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」という説明があったことを否定するのであれば、その否定は、「説明内容の否定」＝上記⑥「事業認定の事例」はすべてではない、なのか、「説明行為はなかった」、のいずれかを示されたい。
- ⑤ その上で、長崎県における事業認定告示事件数と、その結果（収用明渡裁決前の解決事件数と、収用明渡裁決に至った事件数、行政代執行に至った件数）を示されたい。

ウ 【審査庁への要請】

- ① 審査庁には、長崎県によるこれまでの事業認定申請がどのような経緯でなされたのか、説明責任は履行されていたのかをつぶさに検証し、審査請求者に報告することを求める。

3. 「4 本事件に対する意見」に対する反論

1) 弁明の要旨

ア 「本収用裁決の適法性」

弁明の要旨として「本収用裁決の適法性」について下記 8 点が記載されている

- ① 収用委員会は、法第 47 条に定める要件に該当する場合は却下の裁決を行わなければならないが（法第 47 条）同条に定める要件に該当しない場合は、収用等の裁決を行わなければならない。
- ② 事業認定処分の適否について、収用委員会は審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負う。
- ③ 仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取り消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならない。
- ④ f 事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」と判断した。
- ⑤ 土地収用法に基づく処分が重大かつ明白な瑕疵に当たる場合としては、①事業認定の告示事項の一部又は全部が欠けている場合、②申請図書の公告縦覧（法第 24 条）が適正に行われていない場合、③事業認定手続きにおいて、公聴会の開催（法第 23 条）、社会資本整備審議会の意見聴取（法第 25 条の 2）が必要な場合に、これらの手続きを経ずに処分が行なわれた場合、④起業地表示図において、起業地を即地的に確定できないような場合などであると解される。
- ⑥ 当委員会は事業認定申請書、事業認定の告示及び九州地方整備局のホームページ等によって上記①乃至④のような事実があるかどうか確認したが、そのような事実は見当たらなかった。
- ⑦ 法第 47 条の却下の裁決の要件は、①裁決申請に係る事業が事業認定の告示を受けた事業と異なるとき、②裁決申請に係る事業計画が事業認定申請書に添付された事業計画書の内容と著しく異なるとき、③裁決申請が法の規定に違反するときのいずれかに該当する場合である（法第 47 条）
- ⑧ 『当委員会に提出された裁決申請書及び明渡裁決申立書並びに当委員会の審理の結果等においても法第 47 条の要件に該当するような事実は認められない。』と確認し、却下の裁決は行なわなかった。

イ 審査請求人らの審査請求理由に対する反論

弁明の要旨には「審査請求人らの審査請求理由に対する反論」として下記 7 点が記載されている。

- ① 審査請求人らは川辺川ダム建設事業の事案を理由とするが、審査請求人らも認めるとおり全く事案が異なり何ら理由になっていない。
- ② 収用委員会の裁決は客観性がなく、恣意的もしくは先入観的なものでしかないとする審査請求人らの主張は失当である。
- ③ 本件処分の違法性の有無を判断する本件審査請求においては、事業認定処分の違法を理由として、本体処分の取り消しを求めることはできない。
- ④ 平成30年7月9日付けの長崎地方裁判所の判決判示の引用
- ⑤ 起業者の裁決申請等が適正と認められ、裁決申請等を却下する理由がないから、却下の裁決を行わず、本件処分を行なったものであり、本件処分は、法に基づく適正なもので、取り消されるべき違法はない。
- ⑥ 本件処分の取り消しを求める審査請求人らの主張は、何れも失当したもの又は請求理由になりえない。
- ⑦ よって、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

2) 弁明への反論

ア 収用明渡裁決の重み＝土地収用法そのものが理解されていない。

1. 法律等に記されている土地収用法の目的と、本件における土地収用法の運用実態

- ◇ 「土地収用制度調査研究会報告 第1総論 2 土地収用手続きに関する見直しの考え方」では、
 - 「土地収用法は、憲法第29条第3項の『私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる』を具現化したものである。」としている。
- ◇ 土地収用法第1条（目的）では、
 - 「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする」としている。
- ◇ 土地収用法第4条（収用し、又は使用することができる土地等の制限）では、
 - 「特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない」としている。
- ◇ 本件におけるその実態
 - 土地収用法第1条に「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り」と明記されているにもかかわらず、本件では共にその実態が検証されていない。
 - とりわけ、失われる私有財産については、事業認定申請書*4 および事業認定理由書*5 共に、一言も触れていない。
 - 事業認定申請書および事業認定理由書に「失われる私有財産」についての記述箇所があるならば、具体的に示されたい。
 - 事業認定理由書に失われる私有財産について一言も触れていないことは、事業認定理由書を読めばすぐに分かる、「一目瞭然」な瑕疵である。
 - 収用委員会もしくは審査庁が、この一目瞭然な瑕疵を「事業認定を当然に無効とするようなものでない」とするのであれば、その根拠を示されたい。

- 土地収用法第4条が示す「特別の必要性」は、次項で詳述するが、意識的なごまかしとウソによるいわばねつ造であり、信頼性はゼロである。それ故、本審査請求人らを初めとした地権者・支援者は「ゼロから見直す視点からの話し合い」を起業者、事業認定処分者に求め続けてきた。しかし、起業者・事業認定処分者は共に拒否を貫いた。起業者としての、事業認定処分者としての責任を放棄したままで、収用が行われている。
- すなわち、「公共のために用いる」とする「特別の必要性」の説明責任履行を拒否したままで、地権者が失う利益に一言も触れずに地権を収用したことは、土地収用法第20条3号に示す得られる利益と失う利益の比較衡量を拒否しているのであるから、同法違反であり、同法が根拠としている憲法第29条第3項違反であると同時に、憲法第11条が保障している基本的人権の侵害である。
- よって、本件が基を置く事業認定は無効である。審査庁は、無効な事業認定を根拠としている本件処分は取消すしかない。
- 事業認定告示の問題性について、多くのマスコミが指摘している*6。

◇ 証拠

- *4 事業認定申請書 ページ数が多すぎるので、下記 URL を参照されたい。
<http://suigenren.jp/wp-content/uploads/2020/04/a346e88d4972a5442443a9325dd69f02.pdf>
- *5 事業認定告示と理由書
- *6 石木ダム事業認定の問題性を報じているマスコミ記事

2. 本件における、「意見募集」「公聴会」は形だけのもの。

- 土地収用法 25 条に基づく意見募集に寄せられた意見、同法 23 条に基づく公聴会で述べられた「石木ダム事業は不要」を趣旨としたすべての意見に対して事業認定処分者（九州地方整備局長）は、提出された意見に対してその内容一つ一つと起業者側から得られている情報とを真摯にゼロからの検証をすることなく、起業者の説明を示すだけ*7であった。意見提出者は起業者側が提供している情報に対して意見を記述しているのであるから、事業認定処分者が起業者の説明を繰り返すことは全く意味がない。すなわち、事業認定処分者は土地収用法が目的としている「公共の利益の増進と私有財産との調整を図」る役割は全く果たすことができずに、起業者の代弁者としてしか機能しなかった。
- よって、本件事業認定は無効であり、審査庁はその事業認定を根拠とした本件処分（収用明渡裁決）を取消さねばならない。
- 証拠
 - ・ *7【意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解とを併記した意見対照表】

3. 社会資本整備審議会は第三者機関ではない。

◇ 社会資本整備審議会の法的根拠

- 土地収用法第25条の2では「あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」としている。
- 本件においてもこの手続きは踏まれている。
- 土地収用法第25条の2の本来の目的は、「土地収用制度調査研究会報告第2-1-(3) 第三者機関による意見聴取」に「事業認定の適正に対する国民の信頼を確保するため、中立的な第三者機関の意見を事業認定に反映することができる制度とすることが望ましい。」としていることにある。具体的には、従来の方式を引継ぐのが適当として「第三者機関を社会資本整備審議会とすることが適当」としている。
- しかしながら、社会資本整備審議会は行政から独立した独立行政委員会ではなく、国土交通省に所属した機関であって、その委員は国土交通省が都合良く人選するのであり、中立的な第三者機関ではない。

◇ 社会資本整備審議会公共用地分科会は地権者の意思を確認するすべを持ち合わせていない。

- 土地収用法第25条の2の任務を担当している社会資本整備審議会の中の「公共用地分科会」はその審議が非公開となっている。地権者がその審議に参加して意見を述べる機会、意見を提出する機会がない上に、地権者は権利剥奪が容認される場に居合わせることすらできない。
- 分科会委員の側に見れば、地権者の意思を確認するすべを持ち合わせていないのである。

◇ 議事録は黒塗り

- 議事録は審議中に交わされた意見はすべてが黒塗り*8され、どのような意見が交わされていたのかは全く知ることができない。

◇ 土地収用法第25条の2は、以上示したように、その本来の目的を果たさず、「地権者は公共用地分科会の議事進行を阻害する、もしくは、分科会委員の安全を脅かす敵対者」とみなした運用がなされているのである。

◇ 事業認定に当たり、社会資本整備審議会の意見を聴いて尊重すべきとする土地収用法第25条の2は、社会資本整備審議会が中立的な第三者機関ではないが、百歩譲って違憲ではないとしても、その運用実態は、透明性・公正性・合理性を欠くものであり、法律の適用において違憲であるから、「中立的な第三者機関である社会資本整備審議会の意見聴取を経たから、事業認定処分は適正になされた」という主張は成り立たない。

◇ 証拠

- *8 社会資本整備審議会第25回公共用地分科会議事録 20130607

4. 収用委員会の役割

◇ 事業認定手続きとの関係

- 土地収用制度調査研究会報告 第1 総論 2 土地収用手続きに関する見直しの考え方 を以下引用する。
- (2) 事業認定に関する手続きについての見直しの考え方
 - ・ 事業認定における事業の公益性の判断は、従来は、いわゆる公共事業であれば公益性の存在を推定し得たものが、昨今では環境問題や事業効果の観点も加わり、いわゆる公共事業であることだけでは、比較衡量した結果としての公益性の存在が必ずしも推定し得なくなっている。
 - ・ このため、事業の公益性に関しては、従来に比しより高度かつ複雑な判断が求められるようになってきている。このことから、事業認定に関する手続きにおいて、情報公開と住民参加の手続きを保障することなどにより、その透明性・公正性・合理性を確保することが必要である。
- (3) 収用裁決に関する手続きについての見直しの考え方
 - ・ 一方、事業認定における事業の公益性についての判断が、(2)に記したような要件を満たした適正な手続きにより行われる限り、その後になされる収用裁決に関する手続きにおいて、重ねて事業の公益性について議論する必要はない。
- すなわち、「収用裁決の手続き(=審理)において公益性についての議論する必要がない」とされているのは、「事業認定における事業の公益性についての判断が、(2)に記したような要件を満たした適正な手続きにより行われる限り」のことである。
- しかるに本件・収用明渡裁決は、1から4で明らかにしたように、事業認定処分に至る過程の手続きが、透明性・公正性・合理性を欠如しているのであるから、「収用裁決の手続き(=審理)において公益性について議論する必要がない」は通用しない。

◇ 弁明書で、本反論3-1)ーア-②に記した「事業認定処分の適否について、収用委員会は審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負う。」としている問題

- この文言は土地収用法に記載されていない。
- 土地収用法では第43条に以下の記述がある。
 - ・ 3 土地所有者、関係人及び準関係人は、前二項の規定による意見書において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。
 - ・ 4 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三条第一項の規定の適用については、初めから当該事項の記載がなかつたものとみなす。

- 本審査請求者らは、ただ単に、「事業の認定に対する不服」を述べているのではなく、事業認定処分がその手続き上に数多くの致命的な瑕疵があることを具体的に指摘し、その無効を訴えているのである。
 - 第43条3項と4項には「収用委員会の審理と関係がないもの（もしくは「事項」）」という記述がある。しかしながら、同法には、「収用委員会の審理」を規定している条項が存在しない。
 - すなわち、収用委員会が事業認定について検証することを禁じている条項は土地収用法に存在しない。
- ◇ 収用委員会が果たしている機能
- 収用委員会は収用裁決・明渡裁決の権限を有している。
 - 収用裁決・明渡裁決は、行政手続きとして土地収用法の最終結論＝仕上げである。
 - すなわち、地権者の未来永劫にわたる運命を強制する機能を果たしている。
 - 土地収用法は、収用明渡裁決への抵抗手段として第129条（収用委員会の裁決についての審査請求）を用意している。
 - 土地収用法第134条は、訴訟については係争中の執行不停止を掲げているが審査請求については執行不停止を適用していない。
 - 本件において、審査請求人らは執行停止申立を行ったが、審査庁は公害等調整委員会の意見を聞くことなく、2019年9月18日に「執行停止をしない。」を決定した。その理由は、「それ自体として執行力を有するものではなく、その執行は、当該裁決の存在を前提として行われる同法第102条の2の規定に基づく代行又は代執行によってなされるものであることから、明渡裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められず」としている。
 - しかし、これは極めて限られた一面だけを切り取った上での不当な決定である。
 - 起業者が行政代執行を断念するまでは、本審査請求人を含むコウバル地区住民みなさんが、必要性を喪失しているにもかかわらず進行する工事に対して、毎日毎日、反対の意を示す行動を示し続けなければならないことを意味しているからである。
 - 本審査請求人を含むコウバル地区住民は、もうすでに50年にわたって、石木ダム反対で多くの時間を費やしてきた。もちろんこれからも、起業者が行政代執行を断念する＝石木ダム事業を断念するまで闘いを継続する。
 - ところで、コウバル地区住民は何故、ダムがらみの人生を過ごさなければならないのか。ただ単に、起業者が石木ダム事業計画を策定・決定し、それを未だ継続しているからである。
 - コウバル地区住民はその人生すべてを、石木ダム起業者に奪い取られてきたのである。これからも起業者が断念するまでこの状態は継続する。
 - 石木ダム事業の公定計画始まりは1975年、その利水目的は「針生工業団地構想に要する6万m³/日の水道水を佐世保市から賄う」であった。しかしこ

の構想は1978年頃に破綻した。この時点で、石木ダムへの6万m³/日の水源開発の必要は喪失していたのである。6万m³/日の水源開発は2007年度に4万m³/日に縮小された経緯はあるものの、中止されることなく現在に至っている。石木ダムへの水源開発は計画当初から捕らぬ狸の皮算用から始まり、事業計画固執が何故か最優先となり、石木ダムありきの数字あわせとしてウソとデタラメで埋め尽くされた水需要予測が繰り返されているのである。

- 治水目的も同様である。公定計画始まりの1975年以前に、長崎県は川棚川の治水策を「河道整備と石木ダムによる」と決めていた。それから50年経過した現在、石木ダムによる治水効果を期待していた地域はすでに、「過去最大の洪水が再襲しても石木ダムナシで安全に流下できる状況になっている」ことを長崎県自身が明らかにしている。当該地域に長崎県が言う100年に一度の大洪水1,320m³/秒相当の洪水が流れ込んでも、計画高水位をわずかに超えるところはあるとしても溢れることなく流下できることも分かっている。そういう状況なので、石木ダムによる当該地域への治水効果はほとんどなくなり、その費用対効果は0.2を切るという全く意味のない事業になりはてている。
 - 治水・利水両面ともその必要性を失っている現実において、石木ダムの必要性を起業者が立証するにはウソとデタラメでねつ造するしかない。
 - そのねつ造を見抜かない限り、不要な石木ダムのために13世帯住民を生活の場から放逐するという人権侵害を防ぐことはできないのである。
 - 収用委員会の本件・収用明渡裁決は、起業者による上記の甚大な人権侵害が今後も13世帯皆さんに襲い続けることを許容したことになる。
 - 収用委員会は、本件・収用明渡裁決の前置行為である事業認定の手続きを一つ一つ真摯に検証することなく、そのうわべを見るだけで、「事業認定に、事業認定を当然に無効とするような瑕疵はない」としたことはあまりに安易であった。
- ◇ 収用委員会は、起業者に再考を促すことはできる。
- そもそも本件は土地収用法になじむ事件ではなかった。補償金で解決できる問題ではないからである。補償金では解決できないことが判明した時点で長崎県収用委員会は本件の本質を冷静に検証するべきであった。
 - 土地収用法では収用委員会の裁決は却下、権利取得裁決及び明渡裁決しかないとしている。
 - 川辺川ダム事件の場合は、収用委員会審理中に当該事業の利水目的が別訴で「土地改良組合員の2/3以上の同意を得ていない」ことが確定し、利水事業不成立となったことから、治水目的しかなくなった。熊本県収用委員会は事業認定庁（九州地方整備局長）に対し、「利水事業計画の再策定ができないのであれば、裁決申請を取り下げるしかないのではないか。取り下げないの

であれば、却下することになる」と取下げを促した。それを私たちは「取下げ勧告」と呼んでいる。

- 石木ダムの場合は、事業認定後も地権者は理由がないので譲渡には応じる意思がないことを明らかにしている。起業者が事業認定を申請したときの公約は、「話し合いの促進」であった。それが不可能となったのであるから、収用委員会は川辺川ダム事件と同様に、「起業者の当初の目的は果たせないことが明らかになった。このような状況下での収用明渡裁決は難しい。ここで考え直してはどうか」と起業者側に呼び掛ける＝勧告するのが至当であった。

イ 前置されている事業認定の検証なしでの私権侵害は憲法違反

一 黒を白としている行政裁量のチェックなしには土地収用法がその根拠を置く憲法第29条3項を充足しない。一

1. 「本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」という記述の法的性格

◇ 憲法第29条3項

- 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 条件は「正当な補償」と「公共のために」である。

◇ 本件収用明渡裁決理由書

- 理由-第2-(2) に以下の記載がある
- 本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。

◇ 理由-第2-(2) の性格

- 土地収用法には、上記理由-第2-(2)の記載はない。
- 審査請求書 別紙4.-1) で記したように、長崎県収用委員会の審査権のもとでの判断である。

2. 考慮すべきことを考慮していない。

一 「その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵」とは一

◇ 弁明書の記載

- 4-(1)-エ 誤認であることが外形上、客観的に明白である場合（昭和36年3月7日最高裁小法廷判決）を指し、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取り得るものであるかどうかにより決すべき（同判決）とされる。一般的には無権限の行政庁が処分を行なった場合や、明白な法令上の手続違反がある場合などである。
- 4-(1)-エ、土地収用法に基づく処分が重大かつ明白な瑕疵に当たる場合としては、①事業認定の告示事項の一部又は全部が欠けている場合、②申請図書の公告縦覧（法第24条）が適正に行われていない場合、③事業認定手続きにおいて、公聴会の開催（法第23条）、社会資本整備審議会の意見聴取（法第25条の2）が必要な場合に、これらの手続きを経ずに処分が行なわれた

場合、④起業地表示図において、起業地を即地的に確定できないような場合などであると解される。

- そこで、当委員会は事業認定申請書、事業認定の告示及び九州地方整備局のホームページ等によって上記①乃至④のような事実があるかどうか確認したが、そのような事実は見当たらなかった。

◇ 反論

- 「誤認が一見看取り得るもの」としている限り、石木ダムの必要性が嘘とデタラメでねつ造されていることを看取できない。
- 4- (1) -エに例示されている①から④の手続きが行われていることを確認しても、その内容を確認しない限り、「石木ダム事業を必要とする理由が嘘とデタラメによるねつ造」であることは看取できない。
- それも、九州地方整備局のホームページ等しか見ていないのでは、あまりに一方的すぎる。
- 「石木ダム事業を必要とする理由が嘘とデタラメによるねつ造」であることは、少なくとも当方の審査請求書別紙＝意見書に記載した5, 6, 補遺を精読しない限り分かるはずがない。
- 弁明書には、当方の意見書に記載した5, 6, 補遺について一言も記述がない。
- 審査請求者が提出した意見書が審査庁から提供されているにもかかわらず、弁明書で「4- (1) -エに例示されている①から④の手続きを確認することで足りる」としていることは、審査請求者等が提出した意見書に記した事実を読み飛ばしているか、理解できていないことを示している。すなわち、処分庁である長崎県収用委員会はその審議過程のみならず、弁明書作成においても「考慮すべきことを考慮していない」のである。
- 本件の処分庁である長崎県収用委員会と、審査庁である国土交通省大臣には、当方の審査請求書別紙に記載した5, 6, 補遺についてしっかりと理解した上で、認否を示されたい。そうしない限り、「起業者の言う石木ダムの必要性」の嘘とデタラメは見逃され、その結果として「全く不要な石木ダムのために13世帯皆さんの生活の場を奪い取る」にお墨付きを与えてしまうからである。そのような不幸は何としても食い止めようではないか。
- 「否」もしくは「争う」の場合は、その理由・内容も示されたい。

3. 2012年度再評価を否定した2019年度佐世保市再評価

◇ 2019年度佐世保市再評価

- 2020年1月には佐世保市が再評価作業を始め、3月にその結果として「事業工期3年延長」を決めている。事業認定処分後2回目の工期延長で、合計9年もの延長である。
- その再評価で佐世保市が諮った「佐世保市上下水道経営検討委員会」で説明に用いた資料*9*10と、同委員会の答申書*11が同市のホームページに掲載

されている。リンクを付して下に記す。これらの資料は別紙記載事項の証拠でもある。

- 証拠
 - *9 [経営検討委員会資料](https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suigen/documents/r20123siryou.pdf)
<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suigen/documents/r20123siryou.pdf>
 - *10 [経営検討委員会資料（第2回）](https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suigen/documents/r20303siryou.pdf)
<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suigen/documents/r20303siryou.pdf>
 - *11 [答申書](https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suigen/documents/tousinnsyo.pdf)
<https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suigen/documents/tousinnsyo.pdf>

- その中で検討委員会資料は、事業認定申請の利水面の根拠とした2012年度水需要予測で用いた手法のいくつかを否定している。
- すなわち、事業認定申請理由のいくつかが崩れていたことを佐世保市自身が認めているのである。
- その具体的指摘は別紙に記すので、処分庁・審査庁は精読のうえ、認否を示されたい。
- 「否」もしくは「争う」の場合は、その理由・その内容を具体的に示されたい。

4. 事業認定取消訴訟判決

◇ 弁明書

- 弁明書4-2-ウに、下記記載がある
- なお、石木ダム事業認定処分取消請求事件（平成27年（行ウ）第4号）に関し、平成30年7月9日付けの長崎地方裁判所の判決は、次のように判示し、事業認定処分は適正と認め、事業認定処分の取り消しを求めた原告らの請求を棄却している。
 - （ア）本件事業が法第20条第3号の要件を充足すると判断した事業認定庁に違法の点はない。
 - （イ）本件事業について、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要性があり、法第20条第4号の要件を充足するとした事業認定庁の判断が合理性を欠くものということとはできない。

◇ 反論・要望

- 処分庁である長崎県収用委員会がこの判決を弁明書に記した意図を明らかにされたい。
- あわせて、判決に至るまでの被告側と原告側双方の立証書類を読み込んだ上での記載なのか否かを示されたい。

- 読み込まれているのであるならば、双方の立証を理解済みのもとで弁明書を提出していることになるが、間違いはないか確認されたい。

ウ 本件・収用明渡裁決を扱った収用委員会成り立ちの問題

1. 処分庁長崎県収用委員会が何故、上記の双方の立証書類を確認せずに人権無視の弁明書を提出できたのか？

- ◇ 石木ダムの必要性に疑義を挟むことなく、地権者が失う権利については無視できるのは何故か？
 - 本稿 3-2)-イ-4 に記した問題である。処分者が引用した文章は事業認定取消訴訟長崎地方裁判所判決文中 2 カ所からの引用である。
 - 地権者が失う部分についての判示が引用されていないのは何故なのか？
 - この判決では、石木ダムによって生活を奪われることについて下記の通り判示している。
 - 原告らは、起業地の供用により失われる利益として、原告らが本件起業地内において培ってきた暮らし（生活）や、新しい生活に慣れなければならぬ精神的苦痛を挙げるが、これらは、土地が収用される場合には、その土地に建物を所有し、これに居住する者において必然的に生じるものであって、土地収用法はこのような不利益を踏まえてもなお、必要がある場合には損失を補償して土地を収用できることを定めているといえるから、この不利益のみを重視することはできない。
 - 石木ダムの必要性が嘘とデタラメでねつ造されている事実を認めようとせず、住民が失う利益に見向きもしていない上記判示を引用していることは、何を意味しているのであろうか？
 - 少なくとも次の二つが考えられる。
 - ・ 「培ってきた暮らし（生活）を支えていた自然環境と地域社会が捨てがたい」と感じることで生活したことがないので、理解できない。
 - ・ 「石木ダム事業の必要性について納得させる必要はない。さっさと排除せよ」という感性が強い。

2. 長崎県収用委員会には、こんな人がいた。

◇ マスコミ報道-1

- 「阻止されたらブルドーザー突っ込んで」
 - ・ 2015年10月20日の長崎新聞は下記主旨のことを伝えている*12。
 - ・ 県収用委員会の林田惻委員(80)＝元県議＝が19日、同委員の任期満了を控えた感謝状贈呈式で、反対地権者らの抗議活動について「阻止されたらどんどんブルドーザーを突っ込んで業者を入れさせないと」「機動隊を入れるかどちらか」などと中村法道知事らに発言した。
 - ・ 林田委員は取材に対し、「委員として不適切だった。撤回したい」と述べた。

- この記事から、林田惻委員が上記1の最後に記した二つの側面を持ち合わせていることを窺い知ることができるのではないか。
- 土地収用法（身分保障）第五十五条第1項 は下記のように定めている。
 - ・ 委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。
 - ・ 一 収用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
 - ・ 二 収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。
- 林田委員およびその席でその意見をとがめなかった委員は上記第55条第1項第二号に該当すると思われるが、いかがか？
- この事件に関して、「公正さ疑問」とする長崎新聞への投書記事と「人生変わる“重み”知るべし」とした長崎新聞「記者の目」*13を紹介する。
- 証拠
 - ・ *12 2015年10月20日、21日 長崎新聞
 - ・ *13 2015年10月30日 長崎新聞

3. 知事による選任

◇ 土地収用法の規定

- 収用委員選考については52条3項に、
 - ・ 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命すると規定されている。
 - ・ 知事は石木ダム起業者であり、議会はとりわけ補助金がつく事業誘致に熱心であるから、石木ダム事業に疑問を持つような人が長崎県収用委員として選任されるはずがない。

4. 結論

- ① 土地収用法は「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする」としている。
- ② 審査請求人等は審査請求書別紙意見書とこの反論書で、「石木ダムの必要性は嘘とデタラメによるねつ造」であることを具体的に指摘してきた。
- ③ すなわち、①石木ダム事業は治水・利水両面ともその必要性がない、②その事業によって失われる自然環境と地域社会のかけがえのない価値を認めていない石木ダム事業認定は、得られる利益と失われる利益の比較衡量が完全に誤っている。土地収用法事業認定は違法である。
- ④ 本件・収用明渡裁決処分者である収用委員会は、①事業認定が一目瞭然の瑕疵がない限り、収用裁決・明渡裁決をしなければならない、②収用委員会は事業認定の不服を取り上げることはできない、と弁明している。

- ⑤ しかし、③にあげた事実は「一目瞭然」とはいかない。「必要性が嘘とデタラメによるねつ造」との指摘を無視することも許されない。
- ⑥ 事業認定理由は決して「一目瞭然」ですむ問題ではない。起業者側の主張と地権者・支援者側の主張をしっかりと照合しながら検証しなければ、その問題性を見つけることができないからである。
- ⑦しっかりと照合しながら検証することで初めて、当該事業の必要性が評価できるのである。
- ⑧ 長崎県収用委員会は、事業認定処分の瑕疵との切り離しを主張するが、「事業認定に関する手続において、情報公開と住民参加の手続を保障することなどにより、その透明性・公正性・合理性を確保すること」が前提であると解すべきところ、社会資本整備審議会の分科会の審議は非公開で行われ、議事録も黒塗りであり透明性が欠如しており、虚構であることが一目瞭然の佐世保市の水需要予測のグラフが無視されるなど、重大な瑕疵が看過され、公正性・合理性も欠如しており、上記前提が成り立たず、事業認定処分の瑕疵との切り離しを主張することは許されない。
- ⑨ なんとと言っても 13 世帯もの生活している地権者とその関係者が「石木ダムは不要、不要なダムのために生活の場を明渡すことはできない。ここでの生活を続けたいだけだ」と訴えている事実は重い。本件における収用裁決、明渡裁決は、「生活継続」を認めないのであるから、いわば刑法で言う死刑判決に等しい。
- ⑩ そうである以上、収用明渡裁決には間違いがあってはならない。
- ⑪ 「一目瞭然の瑕疵」などと言うのではなく、収用明渡裁決を下すだけの価値がある事業なのかしっかりと検証して欲しい。
- ⑫ ちなみに、無効原因に明白性を必要とするかについて、「上告人に本件処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められる例外的な事情のある場合」（最高裁 1997 年 11 月 11 日判決（判例時報 1624-74））には、明白性を要しないとする最高裁判例がある。ここでいう上告人には、「審査請求人、とりわけ立ち退きを迫られている 13 世帯関係者」が該当する。
- ⑬ 13 世帯の皆さんと多くの支援者は、「石木ダムは不要」としている。本当に石木ダムは必要なのか、それとも不必要なのか、長崎県収用委員会は本件行政手続き最終段階の判断者としての責任を全うされたい。
- ⑭ 「棄却」が難しいのであれば、まずは「取下げ勧告」。それが聞き入れられなかった場合は「棄却」があるのではないか。理由は「本件は起業者の当初の目論見、『話し合いの進行』が果たせないと判断せざるを得ない。現状は土地収用法の範囲を超えている。収用裁定は憲法との絡みが生じる」である。